

令和８・９年度朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査業務委託契約書（案）

委託業務の名称 令和８・９年度朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査業務委託

委託料の額 金 , 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , 円）
※内訳 令和８年度 , 円（税込み）
令和９年度 , 円（税込み）

委託の期間 着手 契約日以降
履行期限 令和１０年３月１５日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「〇〇〇」を乙として次の各条項により委託契約を締結するものとする。

（委託業務の仕様等）

- 第１条 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- ２ 仕様書に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

- 第２条 契約金額の１００分の５以上の額とする。甲は、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）第２２９条第１項各号のいずれかに該当する場合は、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

- 第３条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（監督員）

- 第４条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。
- ２ 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。
- ３ 監督員は、この契約並びに設計図書に定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

（主任技術者）

- 第５条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理を司る主任技術者を置き、この契約締結後速やかに主任技術者の氏名等を書面で甲に提出しなければならない。

（委託業務内容の変更等）

- 第６条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了及び検査)

第9条 乙は、委託業務の1年目次を完了したときは、一部業務完了届および収支決算書に成果品を添えて、速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は委託業務を完了したときは、完了届及び収支決算書に成果品を添えて、速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項及び第2項の届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査をし、委託料の精算を行って、確定した委託料の額と契約額が異なるときは、これを乙に通知するものとする。

4 第3項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第3項の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 本事業に要した経費が、本契約書に定める委託金額を超えた場合において、甲が乙に支払う金額は、本契約書に定める委託金額を超えないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときには、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第6条第1項及び第7条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

4 甲の責に期すべき事由により、第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(談合による損害賠償)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に定める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(公表等の取り扱い)

第13条 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合のほかは、委託業務実施の結果を公表してはならない。

- 2 乙は、委託業務の遂行上知り得た事項を甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、第9条第2項又は第4項の規定による検査に合格した日から3年間、乙に対して成果品の契約不適合に関する修補を請求し、又はその修補に代え若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- 二 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は、委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 第3条の規定に違反したとき。
- 四 前三号の一に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第3項に規定する事由に拠らないで契約の解除の申し出があったとき。
- 六 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 七 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その

他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、乙は、委託料の額の100分の5に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(遅延利息等の相殺)

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときはさらに追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につきその保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らねばならない。

(補 則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による疑義が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲

の所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲	住 所	福島県福島市杉妻町2番16号	
	氏 名	福島県 福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次	印
乙	住 所		
	氏 名		印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報（特定個人情報を含む）の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等編）」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生し

た場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。